

平成20年（行ウ）第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔 鳳泰ほか10名











被告 国

準備書面 (19)

平成24年1月20日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

森	寿	明	
佐藤	昌	永	
小野	啓	一	(代) 
古平	充		(代) 
長野	将	光	(代) 
山崎	智	章	(代) 
小川	寛	人	(代) 
真鍋	尚	志	(代) 
時田	裕	士	(代) 
日下	正	寿	(代) 

第1	追加開示決定を受けての原告らの主張（総論）	5
1	追加開示決定における判断基準について	5
	(1) 原告らの主張	5
	(2) 被告の反論	6
	ア 追加開示決定の経緯	6
	イ 追加開示決定の理由の説明	6
	ウ 開示文書と不開示文書とを区別した判断基準	7
	エ 不開示文書についての主張立証責任	7
2	「追加開示決定対象文書の内容から判明した問題点」について	9
	(1) 原告らの主張	9
	(2) 被告の反論	9
第2	外国政府関係者の発言又は見解について	10
1	外国政府関係者の発言若しくは見解，又はそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言若しくは見解を記録した文書	10
	(1) 原告らの主張	10
	(2) 被告の反論	10
2	不開示理由2に基づく不開示文書	12
	(1) 原告らの主張	12
	(2) 被告の反論	12
3	不開示理由3に基づく不開示文書	13
	(1) 原告らの主張	13
	(2) 被告の反論	13
4	不開示理由4に基づく不開示文書	14
	(1) 原告らの主張	14
	(2) 被告の反論	15
5	その他の不開示理由に基づく不開示文書	15

(1) 原告らの主張	15
(2) 被告の反論	16
ア 文書405	16
イ 文書741及び文書1128	16
第3 日本政府の内部的な見解に関する文書	18
1 日本政府の内部的な見解を記載した文書に修飾語を加えることで、不開示事由該当性が説明されてきた文書	18
(1) 原告らの主張	18
(2) 被告の反論	18
2 日本政府の内部的な見解を記載した文書が何の問題に関わる文書であるかという説明を加えることで、不開示事由該当性が説明されてきた文書	21
(1) 原告らの主張	21
(2) 被告の反論	21
第4 「追加決定によって明らかとなった問題例」について	22
1 文書1792 (乙B第165号証, 番号229, 通し番号1-229)	22
(1) 原告らの主張	22
(2) 被告の反論	22
2 文書1809 (乙B第73号証, 番号238, 通し番号1-238, 番号36, 通し番号3-36) 及び文書1879 (乙B第81号証, 番号45, 通し番号3-45)	24
(1) 原告らの主張	24
(2) 被告の反論	24
3 文書1878 (乙A第178号証, 番号107, 通し番号2-107)	26
(1) 原告らの主張	26

(2) 被告の反論	27
第5 結語	27

被告は、本準備書面において、原告らの2011年(平成23年)12月20日付け原告準備書面(9)(以下、「原告準備書面(9)」という。)に対し、必要な限度で反論するとともに、本件不開示決定処分の適法性に関する従前の主張を補充する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 追加開示決定を受けての原告らの主張(総論)

1 追加開示決定における判断基準について

(1) 原告らの主張

外務大臣は、平成23年8月29日付けで本件訴訟の対象文書のうち63文書について追加開示を行ったが、その「経緯について説明する」として提出された被告準備書面(14)においても、「不開示事由該当性につき継続して精査していたが、追加開示決定を行う運びとなった。」という以上の理由や基準は示されていない。このことは、外務大臣が開示文書と不開示文書とを区別するための合理的な判断基準に従い、それに基づき処分を行ったのかについて重大な疑いを生じさせるものである。

さらに、追加開示の理由や基準が明示されていないことから、仮に外務省に開示文書と不開示文書とを区別するための何らかの基準が存在したのだとしても、その基準がすべての不開示文書に正確に適用されているのか、すなわち不開示が維持された文書の中にも本来開示されるべき文書が含まれているのではないかという疑いを生じさせる。

それゆえ、被告が、追加開示決定によっても、なお不開示を維持した文書について不開示事由があると主張するのであれば、開示された文書と不開示となった文書との間にそれらを識別するための合理的な理由や基準が存在することを主張すべきであるが、被告は、その主張責任を尽くしていない(以上、原告準備書面(9)1(1)(2及び3ページ))。

(2) 被告の反論

ア 追加開示決定の経緯

外務大臣が追加開示決定を行った経緯については、被告準備書面(14)に述べたとおりである。

すなわち、本件訴訟の審理対象及び争点が膨大かつ広範囲に及ぶこととなったため、本件開示請求の担当課である外務省アジア大洋州局北東アジア課においては、本訴提起後も、迅速な訴訟進行に寄与するとともに、同課所管の事務を国民に説明する義務をより一層全うすべく(法1条)、本件対象文書の不開示事由該当性につき継続して精査していたが、同課は業務多忙な外務省の中でも慢性的に多忙を極める部署である上、現下の北東アジア情勢が複雑困難かつ高度の政治的、政策的配慮を要するものであったことなどから、上記の作業は困難を極め、今般、本件不開示文書の一部につき追加開示決定を行う運びとなったものである(被告準備書面(14)第1(8及び9ページ))。

イ 追加開示決定の理由の説明

原告らは、被告が追加開示決定の理由について十分説明していないと主張するが、被告は、上記の理由について、被告準備書面(17)において、以下のとおり説明を尽くしている。

すなわち、外務大臣は、情報公開制度の意義や情報公開によりもたらされる公益について深く認識した上で、外務省所管の事務を国民に説明する責務をより一層全うすべく(法1条)、本件訴訟が進行する中においても、本件対象文書の不開示事由該当性につき継続して精査し、本件不開示文書の不開示事由該当性を不断に確認していたものである。そのような背景の下で、先般、本件不開示文書の一部について、従来の決定を変更し、開示可能であると判断し得たものにつき、追加開示を実施したものである(被告準備書面(17)(76ページ))。

ウ 開示文書と不開示文書とを区別した判断基準

原告らは、今般の追加開示決定においては、開示文書と不開示文書とを区別する合理的な判断基準は存在しないと主張する。

この点、外務大臣は、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図る」（法1条）という情報公開法の目的を斟酌し、本件対象文書ごとに法5条各号が規定する不開示事由、具体的には、「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（法5条3号）、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（法5条4号）、又は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（法5条6号柱書き）の有無を政策的・専門的・技術的見地から総合に検討した上で、上記各号に該当しないと判断した部分につき追加開示決定を行ったものである（被告準備書面（17）第4の1（138ないし140ページ）、同準備書面（13）第1の9（2）（31ないし33ページ））。

そもそも、ある情報が不開示情報となるか否かは法5条各号の不開示事由に該当するか否かによって定まる事柄であり、当該情報ごとに個別、具体的に決せられるものであって、開示部分と不開示部分を区別する一般的基準は観念できない。

よって、原告らの上記主張は、その前提において失当というべきである。

エ 不開示文書についての主張立証責任

原告らは、開示の有無につき何らかの基準が存在したのだとしても、その基準がすべての不開示文書に正確に適用されているか不明であり、不開

示が維持された文書の中にも本来開示されるべき文書が含まれている疑いがあると主張する。

しかし、以下のとおり、原告らの上記主張は失当というほかない。

法5条3号、4号及び6号の意義並びに情報公開訴訟における審理の特殊性及び主張立証責任については、被告準備書面(17)第1(76ないし121ページ)、同準備書面(13)第1の9(1)(30及び31ページ)、同準備書面(10)第1(2ないし15ページ)並びに同準備書面(1)第3の2及び3(11ないし21ページ)において詳細に説明したとおりであって、本準備書面で重複して主張することは避けるとしても、被告は、不開示情報の内容を可能な限り特定し、その不開示事由該当性に関する主張立証を遂げているところである。

すなわち、被告は、現時点において、「不開示理由1」を理由として不開示を維持している不開示文書合計256通、「不開示理由2」を理由として不開示を維持している不開示文書合計65通、「不開示理由3」を理由として不開示を維持している不開示文書合計44通、「不開示理由4」を理由として不開示を維持している不開示文書合計11通、「不開示理由5」を理由として不開示を維持している不開示文書合計1通、「不開示理由6」を理由として不開示を維持している不開示文書合計3通、及び、「不開示理由8」を理由として不開示を維持している不開示文書合計2通について、従前の被告準備書面(1)ないし同準備書面(9)において、不開示とした個別具体的な理由を主張し、さらに、被告準備書面(13)及び同準備書面(17)で従前の主張を補充している。

むしろ、追加開示決定によっても法5条3号、4号該当を理由に不開示とされた部分に関してみれば、同各号該当性の判断に関しては行政機関の長に裁量権が付与されているのであるから、同不開示部分につき、原告らが上記各号の不開示事由該当性を否定しようとするのであれば、原告らに

において、個々の不開示部分ごとに、これを不開示とした外務大臣の判断が裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったことを基礎付ける具体的な事実を主張立証する責任を負うこととなるのである。

また、法は、「開示請求に対する措置」として9条に規定する措置を要求するのみであり、原告らが主張するような「開示された文書と不開示となった文書との間にそれらを識別するための合理的な理由や基準」を説明することは何ら要求しておらず、他に原告らの上記主張を基礎付ける法的根拠は見当たらない（被告準備書面（17）第7の1(3)ア及びイ（558ないし560ページ）並びに第9の1(2)イ（883ページ）、同準備書面（10）第4及び第5（23ないし27ページ））。

したがって、被告において、開示された文書と不開示とされた文書を峻別した基準を示し、それに沿って追加開示決定がされたことにつき主張する責任がある旨の原告らの主張は理由がない。

2 「追加開示決定対象文書の内容から判明した問題点」について

(1) 原告らの主張

今回の追加開示決定で開示された文書の中には、①外国政府関係者の発言又は見解を記録した文書、②日本政府の内部検討に関する文書、などが存在する。しかしながら、同様の内容が記載されているとされながら不開示が維持されている文書は他にも多数存在する。このことは、今回の追加開示決定のみならず、当初の不開示決定が、不開示事由該当性に関する合理的な判断を経ないままにされたことを示している（原告準備書面(9)1(2)(3ページ)）。

(2) 被告の反論

外務大臣は、本件追加開示決定に際し、原告らが指摘するように、①外国政府関係者の発言又は見解を記録した文書、②日本政府の内部検討に関する文書は開示するなどといった概括的な枠組みの下で追加開示決定をしたもの

ではない。本件追加開示決定は、上記第1の1(2)のとおり、従前不開示とされていた情報ごとに、法5条各号の解釈及び当てはめを行い、それに基づき開示・不開示を決定したものである。

原告らの主張は、独自の見解を述べるものにすぎず、理由がない。

第2 外国政府関係者の発言又は見解について

1 外国政府関係者の発言若しくは見解、又はそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言若しくは見解を記録した文書

(1) 原告らの主張

今回の追加開示決定で開示された文書のうち、少なくとも半数超の32文書は外国政府関係者の発言又は見解を記載した文書である。また、それが日本政府関係者との会談に関するものである場合には、日本政府関係者の発言又は見解も開示されている。他方で、今回の追加開示決定によっても不開示が維持された文書のうち、少なくとも19文書は、上記同様に外国政府関係者の発言又は見解を記載した文書及びそれに伴う会談相手の日本政府関係者の発言が記載されている文書である。そうすると、外務大臣は、同様の情報が記載されているにもかかわらず、追加開示決定において統一的な判断をしていないことになるが、被告は、その理由について何らの根拠も示していない(原告準備書面(9)1(2)及び2(1)(3及び4ページ))。

(2) 被告の反論

ア 外務大臣は、本件追加開示決定に際し、原告らが指摘するように、外国政府関係者の発言又は見解あるいはそれに対する日本政府関係者の発言であるか否かという見地から開示の当否を決定したのではない。上記第1の2(2)で述べたとおり、本件追加開示決定は、従前不開示とされていた情報ごとに、法5条各号の解釈及び当てはめを行い、それに基づき開示・不開示の判断を行ったものである。

イ これをふえんすると、韓国政府関係者又は第三国関係者の発言若しくは見解であっても、各文書の部分ごとに法5条各号が規定する不開示事由に該当するか否か、公にすることにより法5条各号所定の「おそれ」が生じるか否かなどの観点から開示・不開示の判断を適切に行う必要があることは言うまでもない。

例えば、我が国が他国との信頼関係を損ない、交渉上不利益を被り得るもの、又は外交事務の適正な遂行の確保に負の影響をもたらすものなどについては、少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である（被告準備書面（17）第7の1(3)エ（560及び561ページ））。

この点、韓国側の発言であっても、当該発言は約半世紀も前に行われたものであり、現世代の政府関係者及び国民は、当該発言の内容を知らない蓋然性が高いから、改めて当該発言の内容が公にされれば、新たに発表されたことと同じように受け止められかねず、他国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれは存在しているといえる。また、たとえ韓国側の発言であっても、日本側の記録である以上、日本側の立場に立って記録されることになるのであって、その内容は韓国側の記録とはおのずと異なるものである。

また、米国等の第三国の関係者の発言についても、当該国との率直な意見交換の内容が公にされれば、当該国との信頼関係を損なうおそれは常時存在しており、そうなれば、以後、当該第三国との間での忌憚のない意見交換や協議が困難になる（被告準備書面（17）第8の1(3)オ（681ページ））。

これに対し、原告らは、外国政府関係者の発言若しくは見解、又は同じ機会になされた日本政府関係者の発言又は見解についても併せて開示すべきであると主張しているようであるが、たとえ外国政府関係者の発言又は

見解を開示したとしても、会談相手の日本政府関係者の発言又は見解を開示するか否かの判断は、別個に法5条の文理解釈に基づき開示・不開示の判断を行うべきものであって、同一機会にされた発言、見解の表明であれば不開示事由該当性が一義的に認められないということにはならない。例えば、日本政府関係者の発言又は見解のうち、開示されれば、韓国との信頼関係を損なうおそれがあるもの、又は、日本政府の関心事項及び交渉戦略が明らかとなり、日本政府が韓国及び北朝鮮と交渉するに当たって不利益を被るおそれがあるものについて不開示とすべきことは言うまでもないところである。

以上のとおりであるから、原告らの主張は独自の見解を述べるものによらず、理由がない。

2 不開示理由2に基づく不開示文書

(1) 原告らの主張

今回の追加開示決定によって開示された文書の大半（29文書）は、不開示理由2に関するものであり、外国政府関係者の発言又は見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言又は見解を上記の不開示事由に該当しないとしている。そうすると、同じような発言又は見解が記載されている文書で不開示理由2を根拠として不開示が維持されている文書も上記同様に不開示理由2には該当しないというべきである（原告準備書面(9)2(2)(4ページ))。

(2) 被告の反論

繰り返し述べるように、外務大臣は、本件追加開示決定に際し、不開示理由2に係わる文書のうち外国政府関係者の発言若しくは見解を記録した文書については開示するといった概括的な枠組みの下で追加開示の可否を決定したのではなく、各文書の不開示部分に記載された情報ごとに法5条各号該当性の有無を判断している。

原告らの主張は、独自の見解にすぎず、理由がない。

3 不開示理由3に基づく不開示文書

(1) 原告らの主張

文書1879(乙B第81号証, 番号45, 通し番号3-45)は, 竹島問題について国際司法裁判所に付託するという日本側の提案の内容とそれに最終的には従うべきだとする韓国側の見解が記載された文書であるが, このような韓国側の見解が公になっても, 日本の交渉上の立場を不利にすることはおよそ考えられない。同じように, 外国政府関係者の発言又は見解が日本の交渉上の立場を不利にすることは一般的には想定できない。よって, これらの文書は不開示理由3に該当しない(原告準備書面(9)2(3)ア(4及び5ページ))。

(2) 被告の反論

ア 上記第2の1(2)で述べたとおり, 他国政府関係者の見解又は発言に関する情報であっても, 我が国が他国との信頼関係を損ない, 又は交渉上不利益を被り得るものについては, 少なくとも我が国政府が保有する行政文書からは公にしないことが適当である。このことは, 法5条3号の不開示事由が他国政府の考えを不開示事由から除いていないことから明らかである。

また, 竹島問題を含め, 一般に領土問題については, 紛争当事国以外の第三国の見解が「客観的意見」として交渉上援用されることもあり, 第三国政府から日本政府のみに示された竹島問題に関する見解は, 同問題に係る交渉における日本政府の方針や戦略に大きく関わるものといえるのであって, 公にされることで, 交渉上の日本の立場を不利にするおそれがある。

原告の上記主張は法5条3号の解釈を誤るものであり理由がない(被告準備書面(17)第8の2(45)カ(エ)(870及び871ページ))。

イ なお, 念のため, 文書1879の不開示部分に記載された情報の不開示

事由該当性についてふえんして説明すると、同文書の不開示部分には、日本政府が竹島問題の解決策として提案した国際司法裁判所提訴案に対する韓国側の対案、及び日本政府の対案が記載されている。しかして、韓国による竹島の不法占拠状態が今日もなお継続し、日韓両国がこの問題の帰趨を注視している状況下において、両国によるそれぞれの解決案に関する情報が公にされれば、竹島の領有権問題に関する我が国の立場に関し、韓国側に誤解を与える可能性があり、予測又は制御し難い事態（両国国民感情の悪化等）を惹起したり、当該情報が今後の交渉に我が国に不利に利用されたりすることで、結果として当該問題の解決が困難なものとなる可能性は否定できない。したがって、上記の不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（法5条3号）。

我が国の外交に責任を有する外務大臣及び外務省としては、現時点では、かかる事態を回避することが必要であり、そのため、当該部分を不開示とすることが適当と判断したものである。すなわち、外務大臣は、当該部分を公にすることにより、韓国との信頼関係を損ない、又は交渉上不利益を被るおそれがあるものと認め、当該部分を不開示とすることを決定したものである（被告準備書面（17）第8の2(45)カ(イ)（869及び870ページ））。

4 不開示理由4に基づく不開示文書

(1) 原告らの主張

文書692（乙B第53号証，番号14，通し番号3-14）には韓国の洪法務局長（当時）の「中共が間島を北鮮に与えるという情報」などの観測が、また、文書714（乙B第28号証，番号4，通し番号4-4）には韓国の親善使節が両国の共産勢力について情報や調査員の交換をしないと述べる提案などが記載されているところ、これまで日本側がそれに同意したとい

うことはない。こうした情報が不開示理由4所定のおそれを有する情報であるとは考えられない。それゆえ、不開示理由4を理由に不開示が維持されている他の文書も、この不開示事由に該当するような実質を伴うものではないというべきである（原告準備書面(9)2(3)イ(5ページ)）。

(2) 被告の反論

原告らは、追加開示決定によって全部開示とされた文書714につき、被告が従前不開示理由4に該当する旨を主張してきたことから、本件追加開示決定において、不開示理由4を理由に不開示が維持されている他の文書も不開示事由該当性が乏しいと主張するようであるが、原告らのかかる主張に理由がないことは、前記第1の1(2)等で述べたところと同様である。

なお、原告らは文書692を不開示理由4の不開示文書としているが、同文書の不開示理由は不開示理由4ではなく不開示理由3である。

5 その他の不開示理由に基づく不開示文書

(1) 原告らの主張

ア 不開示理由7に係る文書405（乙A第32号証、番号1、通し番号7-1）は、単に個人名が不開示とされているだけではなく発言内容も不開示となっているが、その発言内容が、どのような意味で外交事務の適正遂行への支障を与えるのかは何ら主張されていない（原告準備書面(9)2(3)ウ(5及び6ページ)）。

イ 不開示理由8に係る文書741（乙A第36号証、番号1、通し番号8-1）及び文書1128（乙A第37号証、番号2、通し番号8-2）は、韓国の外務部長官と天皇との「具体的なやりとり」を記載したものであるとされるところ、具体的には、天皇拝謁という公式行事における韓国政府関係者の発言、さらにはそれを受けての日本の公的機関である天皇の発言である。このような発言は、今回の追加開示決定で開示された不開示理由2に基づく文書でも散見されるものであり、不開示理由2にある「他国と

の信頼関係」が外国政府関係者の発言又は見解の不開示を正当化するものとならないことは、今回の追加開示決定が示すところである。それゆえ、不開示理由8をもって韓国政府関係者の発言、さらにはそれを受けての日本の公的機関の発言を不開示とし続けることに理由はない（原告準備書面(9).2(3)ウ(6ページ)）。

(2) 被告の反論

ア 文書405

不開示理由7に該当する各不開示文書については、原告らより、当該不開示部分に関する訴えの取り下げがされている（原告準備書面(2)2ページ）。

よって、上記(1)アの原告らの主張に係る部分は、本件の争点とはならないから、反論の必要を認めない。

イ 文書741及び文書1128

(ア) 原告らは、天皇の御発言については「天皇拝謁という公式行事における韓国政府関係者の発言、さらにはそれを受けての日本の公的機関である天皇の発言」をもって、公表慣行のない個人の情報といえないと主張しているようである。しかしながら、天皇が法5条1号ただし書ハにいう「公務員」に該当しないことは明らかであり、また、天皇と外国要人との拝謁等の具体的なやりとりの内容は、従来より非公表の扱いとなっており（注）、同号ただし書イにいういわゆる公表慣行のある個人情報に該当しないものである。このため、同号ただし書ロにいう人の生命等を保護するために公表が必要なものでない限り、上記の情報は、同法5条1号に該当する。

(注) 現行憲法下では天皇は政治的権能を有さず、外国要人との拝謁等は、国際親善を専らとして行われるものであり、親善にふさわしい忌憚のない雰囲気醸成するため、同席者について少数とす

るとともに、我が国としてお会話の具体的な内容を公表することは行わない慣行となっている。このような非公表の慣行は、皇室の拝謁等の慣行として国際的にも認識されているものであることから、個人情報の開示の問題とは別に、後述(ウ)にあるように我が国として開示が適当かを判断する際にも重要な判断基準となるものである。

- (イ) さらにふえんして説明すると、上に述べたとおり、天皇は「公務員」に該当するものではなく、御発言等であっても、個人に関わる情報であるから、法5条1号ただし書口にいる人の生命等を保護するために公表が必要な特殊な事情が認められない限り、個人識別情報として公表慣行の有無に応じて開示か不開示の判断をすることが必要であり、原告のいうように行為が「公人」として行われたという一事をもって開示すべきというのは、法5条1号の解釈、適用を誤るものである。
- (ウ) 韓国政府関係者の発言は開示が適当とする原告らの主張に理由がないことは、前記第2の1(2)に述べたとおりであるが、この点をおくとしても、一般に、国家間の交渉の際にされた外国政府関係者の発言等の情報にいかなる価値を見いだすかは当該情報の保有主体である我が国政府が独自の視点から判断すべき事柄であり、当該情報が交渉相手国で開示された場合には我が国も当然に開示しなければならないということにはならないのであって、法5条もそのような立場を前提としていると解される(被告準備書面(17)123ページ以下)。また、そもそも、我が国が保有している上記類型の情報が交渉相手国で公開されている情報と一致するとは限らない(被告準備書面(17)125ページ以下)。よって、この点においても、原告らの上記主張は理由がない。

第3 日本政府の内部的な見解に関する文書

1 日本政府の内部的な見解を記載した文書に修飾語を加えることで、不開示事由該当性が説明されてきた文書

(1) 原告らの主張

日本政府の内部的な見解を記載した文書は、これまで、「独自に調査した結果取得した情報」、「推測的見解」等のように説明の修飾語を加えることで、不開示事由該当性が説明されてきた。

このような修飾語をもって不開示理由につき説明されてきた文書が追加開示決定によって開示の対象となったことは、不開示理由に関するこれまでの被告の主張について、以下のような問題点を提起することになる。

第1に、公表されていない内部的な見解であること自体は情報公開法の開示事由となるわけではない。

第2に、上記のような修飾語を加えることによっては、不開示とされた文書が開示事由に相当する文書であるかどうかを、裁判所において識別することは不可能であり、被告の主張としては不十分である。

第3に、同じような修飾語を用いて説明されて引き続き不開示とされている文書の中にも、不開示事由には該当しない文書が数多く含まれている可能性が大きい（原告準備書面(9)3（6及び7ページ））。

(2) 被告の反論

ア 原告らは、追加開示決定された文書を①外国政府関係者の発言又は見解を記録した文書、②日本政府の内部検討に関する文書、などに分類・整理しているようであるが、繰り返し述べるように、被告は、上記のような概括的な枠組みの下に追加開示の当否を決定したものではない。よって、原告らの主張はその前提において理由がない。

イ 原告らは、日本政府の内部的な見解は不開示事由とはならないと主張するようであるが、被告は、日本政府内部の見解につき不開示とする判断を

した理由を従前から以下のように詳細に説明してきているところである。

(7) 日韓国交正常化交渉に関連し、文化財、在日韓国人の法的地位、財産請求権等の問題について行った政府内部での検討の様子、日本政府の具体的見解などの内容を含む文書については、そのような日本政府内部の見解を開示すれば、今後想定される北朝鮮との日朝国交正常化交渉等において、北朝鮮側に我が国政府の立場の交渉上の戦術等の「手の内」を明かすことにつながり、よって日本政府の交渉上の立場を不利にする蓋然性が極めて高いため、不開示と判断することが適当である（被告準備書面（17）第6の1（144ページ））。

これをふえんして説明すると、外務省内部で忌憚のない議論がなされた際に提示された将来的な動向に関する所感的な見解等は、公開することが予定されていないものであり、このような内部の見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、様々な事態に対して効果的な検討作業ができなくなるおそれがある。

また、このような情報が公にされると、韓国側の要求についての我が国の率直な推測的見解が明らかになって、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあり、また、韓国側の主張に対する我が国政府の対応方針を含む政府内部での検討状況が明らかになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（被告準備書面（17）第6の2（34-2）(i)（211及び212ページ）及び同準備書面（4）17ないし19ページ）。

(i) 日本政府高官又は交渉関係者の個人的、所感的、又は感情的な見解は、公にすることにより我が国政府の立場が対外的に誤解される結果となることが懸念されるものであり、細心の注意をもって対応すべき韓国との信頼関係を損うおそれがある。また、このような外務省内部の検討の際

に提示された個々の見解まで公開されることになれば、今後、政府内部において萎縮効果が生じ、懸案事項に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（被告準備書面（17）第7の2（14）（イ）（578及び579ページ）及び同準備書面（4）20及び21ページ）。

さらにこれをふえんすると、外交交渉に関し交渉関係者により表明される個人的見解や意見は、我が国政府による公式見解そのものではないものの、市井の一私人が当該問題に関し表明する個人的見解や意見とは異なり、当該関係者が外交交渉に臨むに当たり知り得た秘情報や高度な専門的知識・知見をもとに表明されたものである。また、かかる個人的見解は、行政文書として保存されており、我が国政府における組織的検討の一要素であったことを示唆している。

こうしたなかで、かかる個人的見解や意見が開示されることになれば、相手国に我が国の外交交渉における真意や受け入れ可能な譲歩の範囲を容易に予測させ、また、かかる個人的見解や意見が政府の立場と大きく異なっているとしても、それがあたかも我が国政府の真意や受け入れ可能な譲歩案であるといった誤解を生じさせるおそれがある。したがって、かかる個人的見解や意見の開示は、外交交渉上、我が国に不利益を生じせしめるのみならず、相手国との関係においても無用な誤解を生じせしめ、相手国との信頼関係を損なうおそれがある（被告準備書面（17）第8の2（3）ウ（7）（685及び686ページ））。

ウ さらに、原告らは、抽象的な修飾語をもって不開示情報を説明することは、不開示とされた文書が不開示事由に相当する文書であるかどうかを、裁判所において識別することを不可能とするから、被告の主張としては不十分であると論難する。

しかしながら、被告は、あくまで不開示箇所具体的な内容まで明らか

にしない範囲内において、可能な限り具体的に不開示理由に係る被告の判断を基礎付ける事実を主張しているのもであって、不開示情報につき、さらに具体的な説明を行うことは、当該文書の不開示部分を明らかにすると同様の帰結をもたらすことになる。そして、被告は、文書の特定及び不開示理由該当性に係る判断の合理性について、必要十分な主張及び立証を既に行っているから、被告の主張が不十分であるとの原告らの上記主張は理由がない（被告準備書面（17）第1の3（4）（120及び121ページ）、同準備書面（13）第1の9（1）（30及び31ページ））。

2 日本政府の内部的な見解を記載した文書が何の問題に関わる文書であるかという説明を加えることで、不開示事由該当性が説明されてきた文書

(1) 原告らの主張

被告は、請求権問題、法的地位問題、文化財返還問題あるいは竹島問題など関連する問題に関わる情報であることを理由に不開示事由該当性を主張している。しかしながら、特定の問題に関係する文書であれば全て不開示とされているわけではない。情報公開法も、特定の問題に関係することを理由に不開示とすることを認めているわけではない。どのような問題に関係する文書であっても、その文書の情報が、法所定の不開示事由に該当するよう性質を持つことを求めている（原告準備書面（9）3（7及び8ページ））。

(2) 被告の反論

被告の本件不開示文書に係る不開示事由該当性の説明の中には、財産請求権問題、在日韓国人の法的地位に関する問題、文化財問題、竹島問題などの日韓関係における主な歴史的事実に関連づけて行われているものもある。しかし、ある歴史的事実に係わる不開示文書を追加開示したことで、同じ歴史的事実に係わる全ての不開示文書が開示されるべきということにならないとは言うまでもない。個々の文書が開示されるべきか、あるいは開示されるべきでないかは、あくまでも、当該情報ごとに法5条各号を解釈、適用する

ことによつてのみ結論が導かれるべきものである。

もとより、外務大臣は、財産請求権問題、在日韓国人の法的地位に関する問題、文化財問題、竹島問題などの日韓関係における主な歴史的事実や特定の問題に係る情報であるという一事をもつて不開示事由に該当するなどと判断したものではなく、各情報ごとに法5条各号に基づき開示・不開示の判断を行っている。

第4 「追加決定によつて明らかとなつた問題例」について

1 文書1792（乙B第165号証，番号229，通し番号1-229）

(1) 原告らの主張

ア 追加開示決定前の文書1792（乙A第165号証）では、最初のページの表題部分は「米大使館グライスティーン書記官来訪の件」となっていたが、今回の追加開示決定にかかる文書1792（乙B第165号証）では、「米大使館グライスティーン書記官来訪の件」となっており、従前は開示されていた情報である「グライスティーン」との個人名が不開示とされている。

「グライスティーン」書記官は当時の在京米大使館の書記官であるから、在京米国大使などと同じく公人として広く名前が認知されている人物であり、不開示とする理由は全くなかった。

イ 文書374（乙A第21号証，番号4，通し番号1-4）の25枚目と文書1744（乙A第338号証，番号205，通し番号1-205）の8枚目における不開示情報は、文書番号1736（乙A第336号証，番号201，通し番号1-201）の33枚目で開示されている朝鮮関係軍人軍属数の情報と同じ情報である（原告準備書面（6）第4の3（1）（35ないし38ページ），原告準備書面（9）4（1）（8及び9ページ））。

(2) 被告の反論

ア 乙B第165号証の最初のページに誤りがあったので、被告準備書面(18)及び証拠説明書(18)をもって新たに当該ページを書証(乙B第165号証の2)として提出した。

イ 在京大使館の書記官クラスの個人に関する情報は、法5条1号ただし書イにいういわゆる公表慣行のある個人情報に該当しない。このため、同号ただし書きロにいう人の生命等を保護するために公表が必要なものでない限り、上記の情報は法5条1号に該当する。よって、「在京米大使館の書記官であるから、在京米国大使などと同じく公人として広く名前が認知されている人物であり、不開示とする理由は全くなかった」との原告の主張は、法5条の解釈を踏まえていないものであって理由がない。

ウ また、原告らは、不開示文書とされた朝鮮人軍人軍属復員及び死亡統計表に関する文書374及び文書1744につき、当該不開示部分の周辺の体裁や内容から判断すれば、同各文書の不開示部分に記載された情報は文書1736において開示されている情報と同一であると主張する。

しかしながら、文書374及び文書1744の不開示部分に記載されている計数が、文書1736の開示部分の計数と一致すると断定できるものではなく、計数が異なれば請求金額の推計額も異なり得るところである。しかも、上記の不開示部分に記載されている情報は、請求権金額の算出の基礎となり得る情報であり、かかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、我が国による請求権金額の試算方法を推定することができ、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になり、我が国は、今後の北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがある。したがって、文書374及び文書1744の不開示部分の周辺部分の体裁が文書1736で開示された部分と類似していることをもって、当該不開示部分についても開示すべきであるとの原告らの上記主張は理由がない(被告準備書面(17)第2の2(4)(127及び128ページ)、第6の2(4)ウ(161及

び162ページ), 第6の2(201)ウ(462ページ)及び第6の2(205)ウ(469及び470ページ)並びに同準備書面(13)第1の5(3)(18及び19ページ))。

2 文書1809(乙B第73号証, 番号238, 通し番号1-238, 番号36, 通し番号3-36)及び文書1879(乙B第81号証, 番号45, 通し番号3-45)

(1) 原告らの主張

ア 文書1809及び文書1879では, 竹島問題に関する日本政府の具体的解決策に対する「韓国側の見解等」が開示されることになったが, 竹島問題に関する外国の見解等につき, いまだ全部不開示とされている文書として, 文書1237(全部不開示(乙号証なし), 番号6, 通し番号3-6), 文書1675(乙A第64号証, 番号194, 通し番号1-194, 番号27, 通し番号3-27)及び文書1876(乙B第79号証, 番号43, 通し番号3-43)の電信文1通がある。文書1809及び文書1879と対比すれば, 同じ竹島問題に関連する「韓国側の見解」が開示とされている文書1237に限らず, 竹島問題に関連する「外国政府の見解」が開示とされている文書1675や1876についても, 全ての情報を不開示とする実質的な理由は全く存在しない。

イ 文書1876については, 日時・時間・電信文の送信者・宛先・件名などの外形的な情報も含めて全て不開示とする理由は全くない(原告準備書面(7)9ページ), 原告準備書面(9)4(2)(9及び10ページ))。

(2) 被告の反論

ア 文書1809及び文書1879のうち追加開示決定により開示された部分については被告準備書面(14)で説明済みであるが, 念のため再論すると, 文書1809については, 不開示理由1に基づく不開示部分である13ページ(-13-)21行目から22行目までの約半行分, 文書18

79につき、不開示理由3に基づく不開示部分である48ページ（－48－）下から9行目から1行目までの約8行分のうち、文書1809の16ページ（－16－）で不開示とされている部分（下から9行目から8行目までの約1行分、下から6行目及び同4行目のいずれも1単語）を除く部分を追加開示した。すなわち、文書1809及び文書1879を比較して、一方の文書で開示されている部分について追加開示したものである。

他方、文書1809の16ページ（－16－）及び文書1879の48ページ（－48－）の不開示理由3に基づく不開示部分については、これを公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあると判断されたため不開示を維持している（被告準備書面（17）第6の2（238）エ（521ページ）、第8の2（36）オ（824及び825ページ）、第8の2（45）オ（868及び869ページ）並びに同準備書面（14）第2の52（27ページ）及び第2の62（31ページ））。

イ 「文書1809及び文書1879では、『韓国側の見解等』が開示されることになった」とする原告らの主張が誤りであることは、上記アに述べたとおりであるから、竹島問題に関連する「韓国側の見解」又は「外国政府の見解」が記載されている文書1237、同1675及び同1876も同様に開示すべきであるとの主張は、その前提において理由がない。

これをふえんして説明すると、上記3文書に記載された不開示情報は、公にすることにより、他国との信頼関係を損ない、他国との今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある情報である。

なお、原告らは、文書1237につき全部不開示とする理由はない旨主張するが、外務大臣は、上記文書に記載された情報の全てが不開示事由に該当すると判断し、全部不開示とする決定をしたものであって、不開示部分の多寡は不開示事由該当性に係る判断の合理性を何ら左右するものでは

ない（被告準備書面（17）第8の2(6)カ(i)（700ページ））。

ウ 原告らは、文書1876の電信文の日時・時間・電信文の送信者・宛先・件名などの外形的な情報も含めて全て不開示とする理由が全くない旨主張している。

しかし、電信に記載されている番号、日付、時間、送信者、宛先等は、電信文の内容部分と結合して初めて、いつ、誰から、誰にどのような内容の電信が送付されたかが明らかになるものであって、内容部分とは別に独立した社会生活上の意味を有するものではない。

この点をおくとしても、電信文のいわゆる外形事項、すなわち、その電信文が発受信された日時、電番、秘密指定、本省の主管課室、本省内の協議先及び配布先等が開示されれば、当該電信文本文の内容及び重要度を推知する手がかりとなることは否定できない。例えば、当該文書のように、在仏大使館から外務本省に対する電信文の場合には、日時と発受信者のみから少なくとも仏国政府との間の水面下の協議の時期等が推知され得る。上記電信文の内容は、上述のとおり、竹島問題の解決策に関して日本政府が在仏大使館を通じて収集した極めて機微な情報であり、それらの日付、時間、送信者、宛先等を公にすることにより、電信文本文の開示に類する弊害を被るといえることから、その全部について国の安全及び対外交渉上不利益が生じるおそれがある（被告準備書面（17）第8の2(43)キ(i)（859及び860ページ））。

3 文書1878（乙A第178号証，番号107，通し番号2-107）

(1) 原告らの主張

文書1789（乙B第164号証，番号90，通し番号2-90），文書1820（乙B第174号証，番号100）及び文書1876（乙B第79号証，番号43，通し番号3-43）の開示部分には、韓国側政府要人に対する評価や見解が記載されている。

文書1878の8ページは、英国外務省朝鮮担当課長が語った韓国政府要人についての人物評価が具体的に記載されているとされるが、不開示となっている部分の前後の記載(「現在朴政権内部には多少の派閥争いがあるようである。最も注目すべき人物は(黒塗り)である。」)からすれば、不開示情報は韓国側政府要人の氏名と同人に対する短評程度と推測されるのであって、文書1789、同1820及び同1876で開示された情報と比較しても、この程度の情報が不開示とされるべき具体的な理由はない(原告準備書面(9)4(3)(10及び11ページ))。

(2) 被告の反論

原告らは、韓国側政府要人に対する評価や見解が不開示とされている文書1878を開示すべきと主張するが、原告らのかかる主張に理由がないことは、前記第1の1(2)等に述べたところと同様である。

また、原告らは、不開示部分を「氏名」及び「短評程度」と推測した上で、「この程度の情報」を不開示とする理由はない旨主張するが、不開示部分の多寡は、不開示事由該当性に係る判断の合理性を何ら左右するものではない。

第5 結語

以上のとおり、原告らの主張は、法5条各号の文理、解釈を離れ、専ら独自の視点に基づき先の追加開示決定の枠組みを一面的に分類・整理し、不開示が維持された文書についても、まとめて追加開示すべきと主張するものにすぎず、いずれも理由がないというべきである。

以上